

西濃運輸株式会社 名古屋西支店 新築工事

安全ルールブック

2021/7/22版



0. 目次

1.はじめに	・・・P.1	・火気作業ルール	・・・P.19
2.工事概要	・・・P.2	・持込機械電動工具 受理シール	・・・P.20
3.工事工程	・・・P.3	・脚立・可搬式作業台ルール	・・・P.21
4.場内配置	・・・P.4	・台車のルール	・・・P.25
5.安全作業ルール		・フレコンパックの取り扱い	・・・P.26
・安全施工サイクル	・・・P.5	・床スリーブ養生のルール	・・・P.27
・基本行動	・・・P.6	・ピット内作業ルール	・・・P.28
・服装	・・・P.7	・ガソリン・軽油の管理	・・・P.29
・ヘルメットインナーのルール	・・・P.8	・各種届出書類	・・・P.30
・フルハーネス使用基準	・・・P.9	・休憩所等 使用ルール	・・・P.31
・保護具のルール	・・・P.10	・労働災害・労災隠しの撲滅	・・・P.32
・作業員配置(有資格作業)	・・・P.11	・名古屋職長会ルールを守ろう！	・・・P.33
・作業員配置	・・・P.12	6.新型コロナウイルス対策の徹底	・・・P.34
(高齢者・高血圧者・年少者・女性)		7.さいごに	・・・P.35
・作業計画書	・・・P.13		
・区画の種類	・・・P.14		
・重機作業の注意事項	・・・P.15		
・玉掛作業ルール	・・・P.16		
・作業所長許可が必要な 器具・工具・作業	・・・P.18		

1. はじめに

作業所安全スローガン

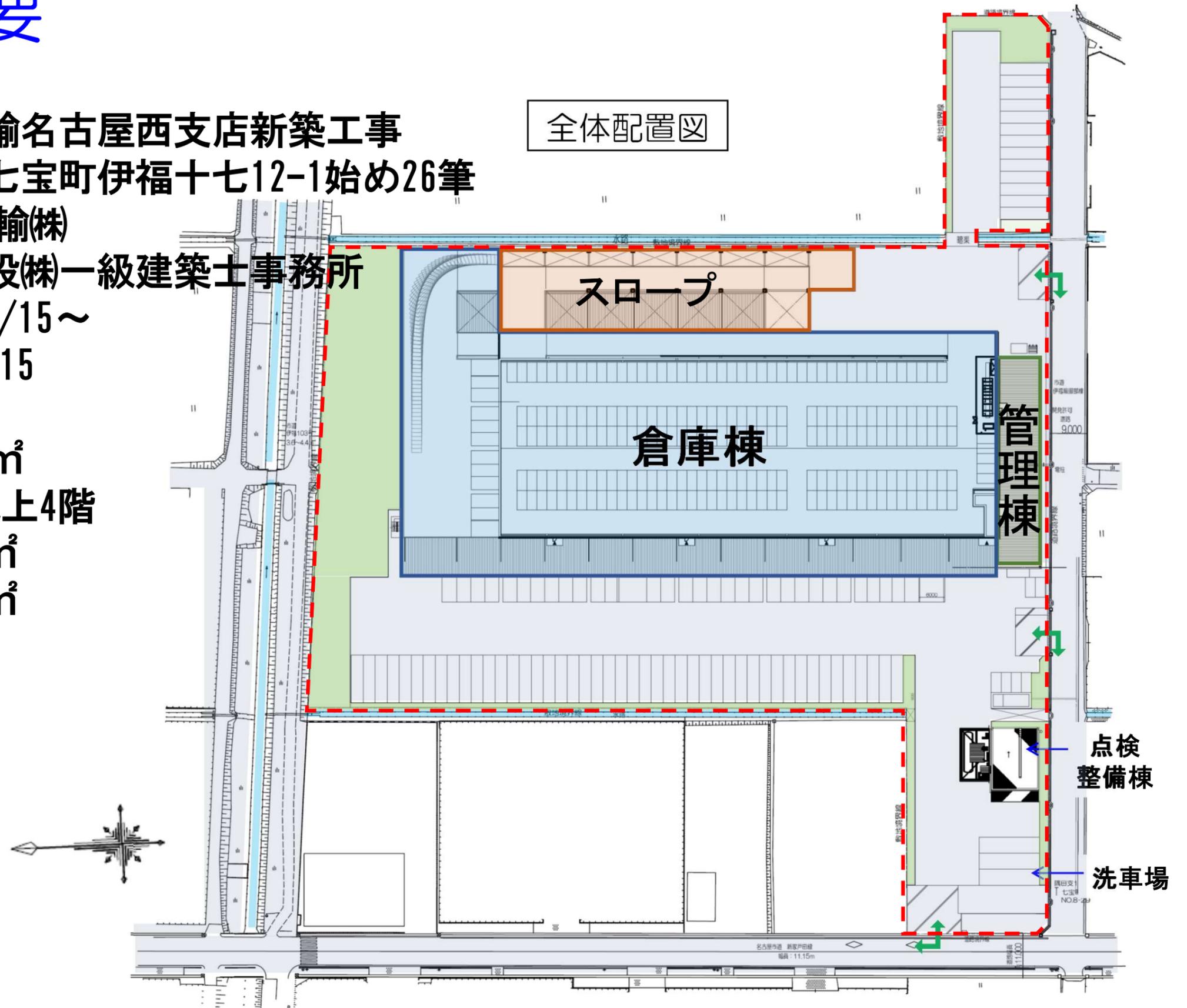
『みんなで築こう安全職場 みんなで気づこう仲間の変化』

法律、ルール、作業手順を守り、事故・災害を起こさないことは
我々の社会人としての義務・責任です。
ひとりひとりがその自覚を持ち無事故無災害を達成しましょう！

そして品質の良い建物を工期を守りお客様に引渡し、
みんなで喜び合いましょう！！

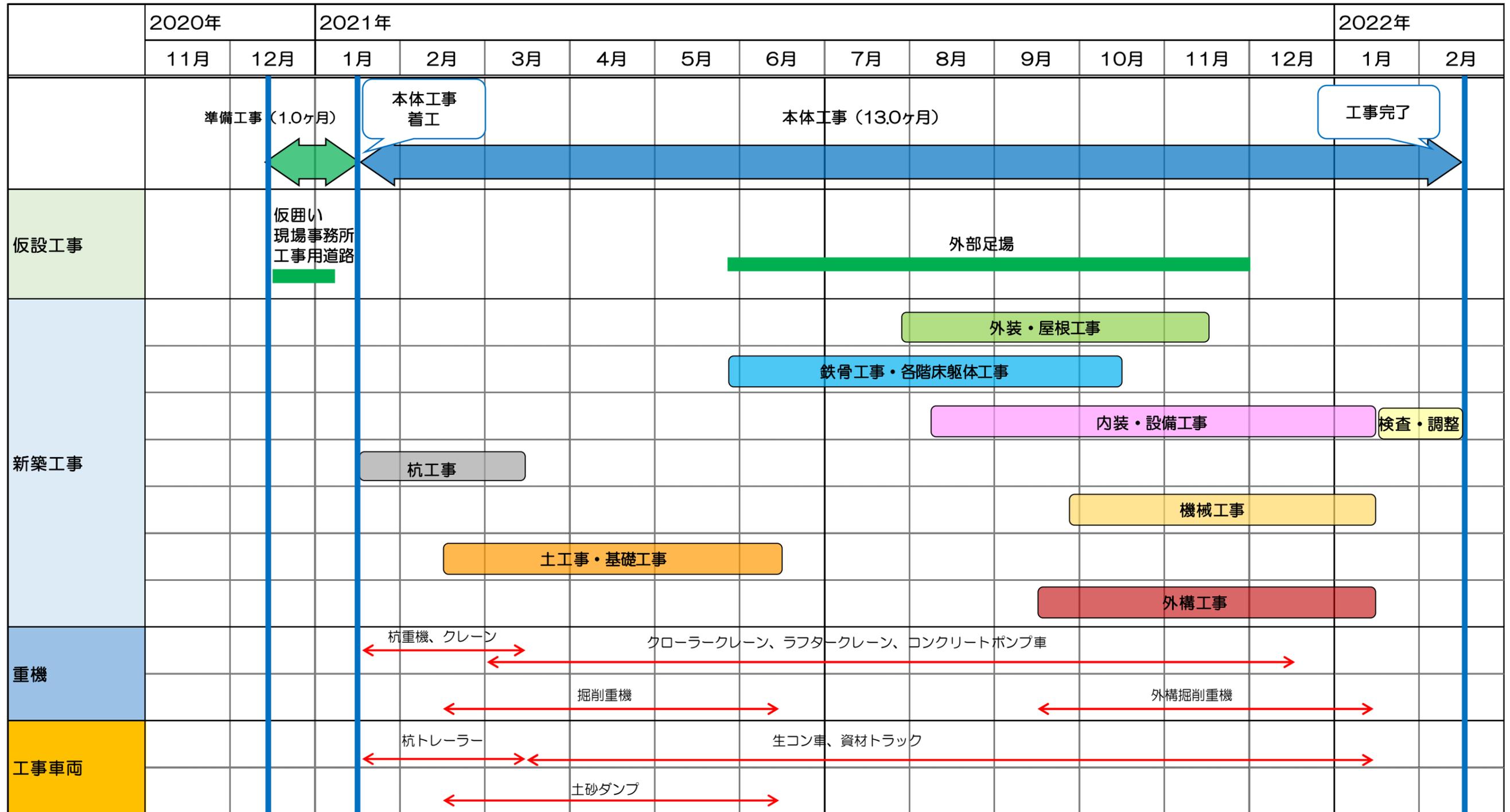
2. 工事概要

- 工事名称 : 西濃運輸名古屋西支店新築工事
- 工事場所 : あま市七宝町伊福十七12-1始め26筆
- 発注者 : 西濃運輸(株)
- 設計監理 : 戸田建設(株)一級建築士事務所
- 工期 : 2020/12/15 ~ 2022/2/15
- 建物用途 : 倉庫
- 敷地面積 : 24,451m²
- 構造規模 : S造 地上4階
- 建築面積 : 11,675m²
- 延床面積 : 28,440m²



3. 工事工程 4週8閉所現場

西濃運輸名古屋西支店新築工事



4. 場内配置

東

北

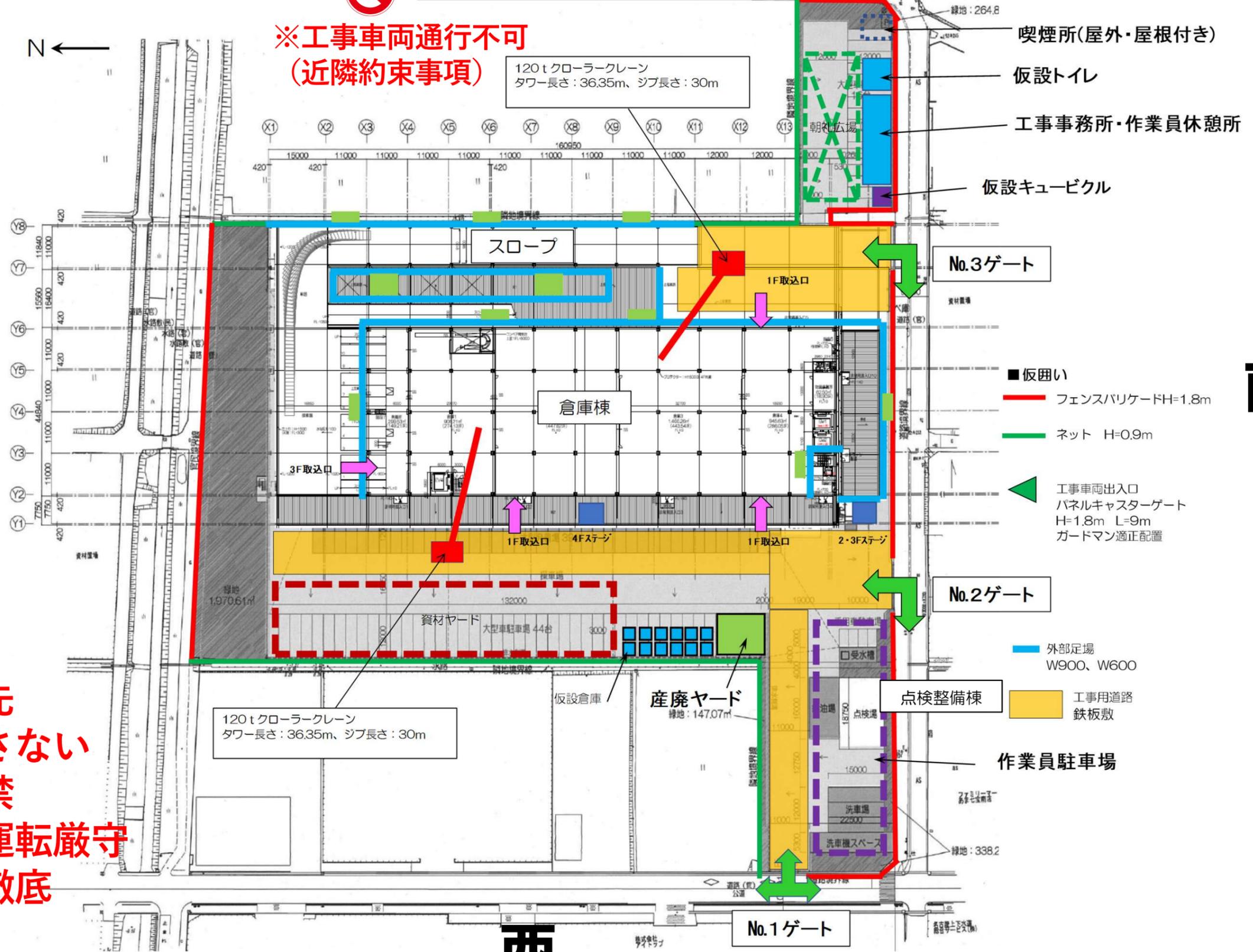
南

西

※工事車両通行不可
(近隣約束事項)

※工事車両通行不可
(近隣約束事項)

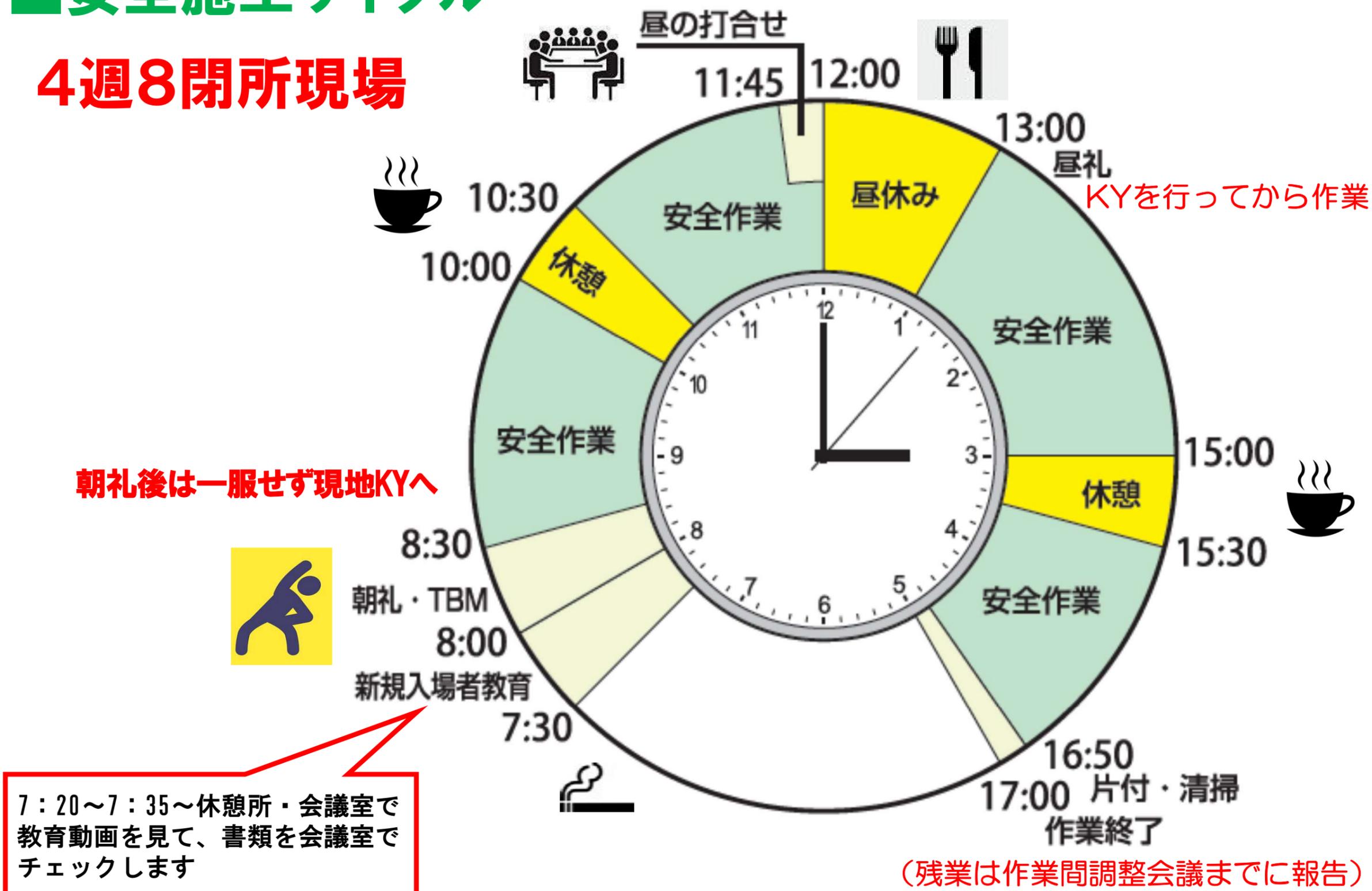
- ※第三者優先
- ※道路を汚さない
- ※過積載厳禁
- ※場内徐行運転厳守
- ※風散養生徹底



5. 安全作業ルール

■安全施工サイクル

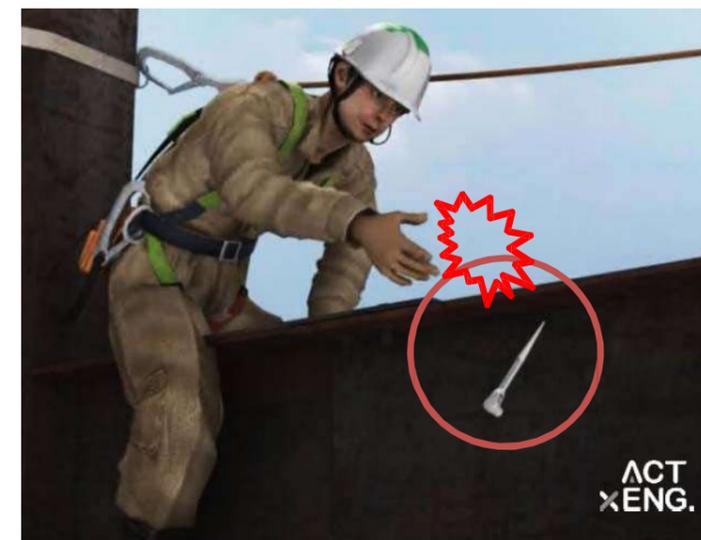
4週8閉所現場



■基本行動



- ◇1.必ず始業前点検を行う。
- ◇2.危険だと思ふ作業、作業手順通りにいかない作業は直ちに中止して職長・社員に報告する。
- ◇3.安全施設は取り外さない。
- ◇4.安全通路には物を置かない。
- ◇5.上部から物を投げない！落とさない！
飛ばさない！
(高所作業時はひも付き工具を使用する)



■ 服装

◇ ヘルメット・安全帯・保護具の着用



職長・・・青

ヘルメットの下に厚手の
タオルを巻くことは厳禁！
(見て判る資料に詳細)

半袖、腕
まくりは
禁止



◇ 安全靴の着用

◇ 安全帯の着用



高所作業の場合
2丁掛けフルハーネス
安全帯必須

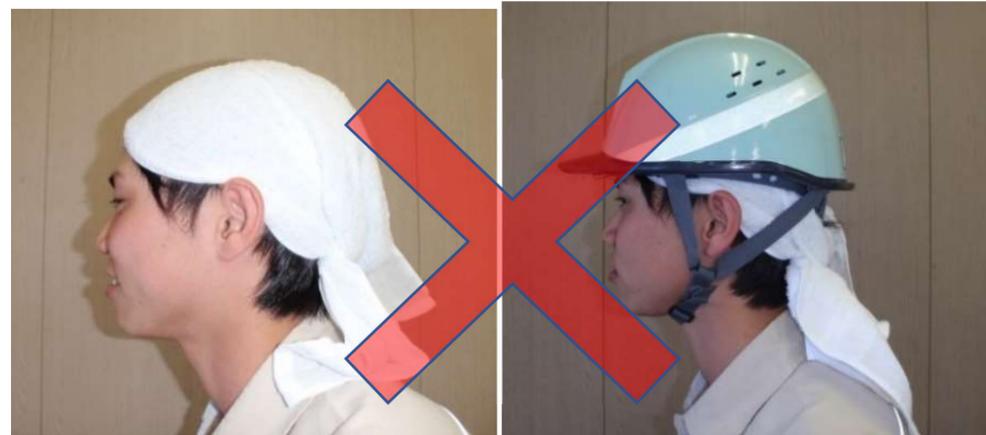
◇ その他の保護具

- ・ 保護眼鏡
- ・ 保護マスク

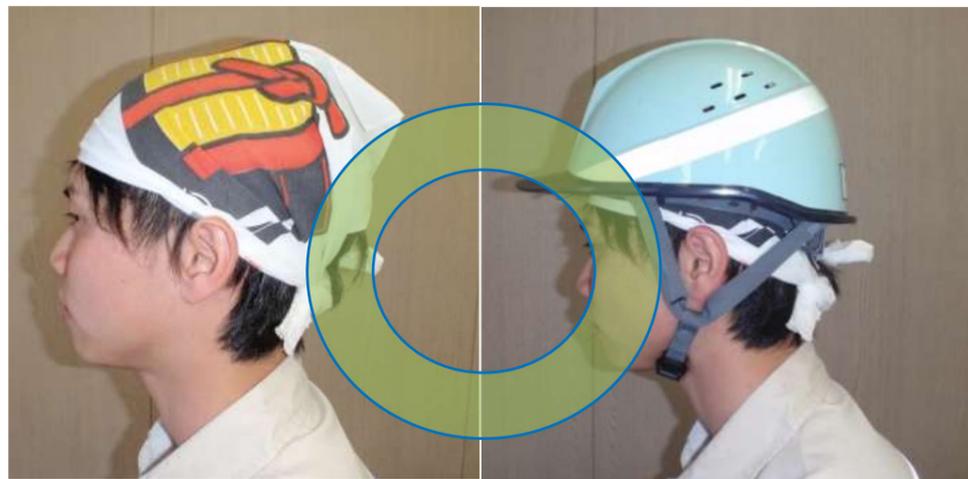


クラインダー、研り作
業には保護眼鏡がいる。

ヘルメットインナーのルール



- ・厚手のタオルは緩むからダメ
- ・著しくはみ出たインナーは巻込れるからダメ



- ・薄手の手ぬぐいはきちんと縛ればOK

正しく被ろうヘルメット



誤った着用をすると
ヘルメットが脱げて
重大な傷害を受けます。

フルハーネス使用の基準

2. 安全帯の選定にあたっての具体的なケース

- (1) フルハーネス型安全帯を必ず選定しなければならない場合
- ア 高さが5メートルを超え、かつ墜落のおそれがある箇所で作業を行うが作業床を設けることが困難なとき
 - イ 高さが5メートルを超え、かつ作業床はあるが墜落のおそれがある箇所に囲い、手すり等を設けることが著しく困難なとき
 - ウ 上記ア又はイに該当する箇所への通行・昇降のとき
 - エ ブーム式高所作業車を用いて、高さ5メートルを超える箇所で作業を行うとき
 - オ 高さが2メートル以上の柱上作業等で、ワークポジショニング作業を行うとき（フックを頭上に取り付けることが可能なとき）
- ※ ア、イ及びエについては、法令上はフルハーネス型安全帯を必ず使用しなければならない高さは6.75メートルを超える箇所とされているが、ガイドラインにおいて建設作業の場合には高さ5メートルを超える箇所ではフルハーネス型を使用することとされたことを踏まえ、高さ5メートルを基準としている。
- ※ ウは法令・ガイドラインには規定がないが、ア又はイに直結する行為であり、ア及びイと同等の措置を講じる必要がある。

(2) 建設工事現場の状況又は作業内容等に応じ、フルハーネス型と胸ベルト型の安全帯のいずれかを選択して選定しなければならない場合

- ア 高さが2メートル以上5メートル以下であり、かつ墜落のおそれがある箇所で作業を行うが作業床を設けることが困難なとき
- イ 高さが2メートル以上5メートル以下であり、かつ作業床はあるが墜落のおそれがある箇所に囲い、手すり等を設けることが著しく困難なとき
- ウ 上記ア又はイに該当する箇所への通行・昇降のとき
- エ ブーム式高所作業車を用いて高さ5メートル以下で作業を行うとき又は垂直昇降式高所作業車を用いて作業を行うとき

(3) 建設工事現場の状況又は作業内容等に応じ、フルハーネス型と胸ベルト型の安全帯のいずれかを選択して選定するか、又は安全帯を着用しないこととしても差し支えない場合

- ア 高さが2メートル以上で作業床があり、かつ墜落のおそれがある箇所に囲い、手すり等を設けているとき
- イ 高さが2メートル未満であり、かつ作業床を設けることが困難なとき

ウ 上記ア・イに該当する箇所への通行・昇降のとき

- ※ 墜落のおそれがある箇所に囲い、手すり等が設けられている場合であっても、作業の必要上臨時に当該設備が取り外され原状回復されていない可能性等が生じ得るため、安全帯を着用しておくことが望ましい
- ※ 作業床を設けることが困難な箇所で作業をする種類の場合には、作業床の高さで選定する安全帯を付け替えることは事実上困難であることを考慮することが望ましい

(4) 建設工事現場の状況又は作業内容等に応じ、胸ベルト型安全帯を選定するか、又は安全帯を着用しないこととしても差し支えない場合

- ア 地上において作業（通行）を行い、高所へは立ち入らないとき
- イ 高さが2メートル未満の箇所での作業を行うとき（作業床を設けることが困難なときを除く）
- ウ 高さが2メートル未満の箇所への通行・昇降のとき
- ※ 胸ベルト型安全帯を選定する場合には、ロック機能付き巻き取り式ランヤードを備えたものとし、フックの取付け位置を出来るだけ高くする等着用している労働者が地面に到達するおそれを極力少なくすることが望ましい。

フルハーネス使用の基準（再確認） [no.139]

名古屋安全管理部 2019.1.11

建設工事における 「墜落制止用器具（通称「安全帯」）」に係る『活用指針』

「胸ベルト型」・「フルハーネス型」安全帯の使用基準（推奨）



2019年1月

一般社団法人 日本建設業連合会
安全委員会

- ◆2018暮れに配信された資料の抜粋
- ◆全56P（具体例イラスト有）
- ◆表紙はこれ！

このたびの主な改正は、次のとおりです。

フルハーネス型
墜落制止用器具
を使用！



6.75mを
（建設業では5m）
を超える箇所
（建設業では5m）
を超える箇所

高さ2m以上の場所で作業床設置が困難な箇所で作業する作業員には、原則フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務づけられた。特に、高さ6.75mを超える箇所（建設業では5mを超える箇所）では、フルハーネス型墜落制止用器具を使用することとされた。

胸ベルト型墜落制止用器具の使用が認められる目安



5m以下の箇所

一般的な建設作業における胸ベルト型が使用可能な高さの目安は、5m以下とされた。

ランヤードを構造物に回してフックをベルトにかけるU字吊り専用タイプの胸ベルト型墜落制止用器具の使用は禁止された。

3. 安全帯の使用基準（推奨）

「赤字」：法令・ガイドラインに基づく
「青字」：建設業界としての申し合わせ

「フルハーネス型」

「胸ベルト型」で差し支えない

2019年1月1日
（一社）日本建設業連合会
建設労務安全研究会

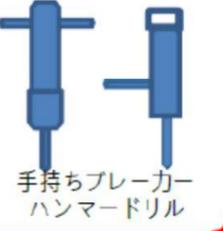
作業時の状況	ケースA1 ※特別教育対象（胸ベルトの場合を除く）	ケースA2	ケースB	ケースC	ケースD1	ケースD2	ケースE ※特別教育対象
	墜落のおそれあり		墜落のおそれがある箇所には、囲い・手すりの設置等の墜落防止措置が講じられている				墜落のおそれあり
作業時の高さ	作業床を設けることが困難なとき ※ 安衛則518条2項	作業床はあるが、囲い・手すり等を設けることが著しく困難なとき ※ 安衛則519条2項	作業床を設けることが困難な箇所又は作業床はあるが囲い・手すり等を設けることが著しく困難な箇所への通行・昇降のとき ※ 通路に墜落防止措置が講じられている場合	作業床があり、囲い・手すり等を設けている箇所で作業を行うとき 作業床があり、囲い・手すり等を設けている箇所への通行・昇降のとき	ブーム式高所作業車を用いて作業を行うとき ※ 構造規格に基づき作業床には囲い等が設けられているが、作業床は不安定であり、法的に安全帯の使用義務が課せられている ※ 安衛則194条の22	垂直昇降式高所作業車を用いて作業を行うとき	柱上作業等でワークポジショニング作業を行うとき ※ U字吊り用器具は単独では使用不可（安全帯の併用が必要） ※ 安衛則518条2項
作業例	① 鉄骨の梁取付作業 ② 山留めの切梁取付作業 ③ 単管抱き足場組立作業	① 外壁の取付作業 ② 作業床端部への手すりの取付作業	① タラップ、はしごを使用する昇降（安全ブロック等を使用） ② 手すり、中棧がある階段を使用する昇降	① 手すり等がある場所で行う作業（配筋・電気・設備工事等） ② 手すり、中棧がある階段を使用する昇降	ブーム式高所作業車を使用して行う作業	垂直昇降式高所作業車を使用して行う作業	電柱作業
6.75m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的には使用不要]		(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]		(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
5m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胸ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胸ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]	(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的には使用不要]	(3)ア・ウ 「胸ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]	(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胸ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]	(2)エ 「胸ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]	(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胸ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]
2m	(2)ア 「胸ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胸ベルト型でも可]	(2)イ 「胸ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胸ベルト型でも可]	(2)ウ 「胸ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]		(2)エ 「胸ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが胸ベルト型でも可]		
備考	※ ケースA1、A2及びBの場合で、高さが5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合には、着用している安全帯をその都度交換することは実際的ではないことを十分考慮する必要があります。 ※ 高さが5m以下の箇所で行う場合には、万一墜落した場合に被災者が地面に到達するおそれを極力生じさせないようにするため、ロック機能付き巻き取り式ランヤードを備えた安全帯を選定したり、安全帯の取付設備を出来るだけ高い位置に設ける等の措置を講じる必要があります。				※ 高所作業車を用いて作業を行うときの「高さ」は、実際の作業時における作業床の高さで判断します。 ※ ケースD1の場合で、高さが5mを超える箇所と5m以下の箇所の双方で作業を行う場合には、着用している安全帯をその都度交換することは実際的ではないことを十分考慮する必要があります。		※ 頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型着用者が地面に到達するおそれのある場合は、「胸ベルト型」の使用も認められます。

※ 特別教育対象外の作業においても「フルハーネス型」安全帯の適切な使用方法を学んでもらうために特別教育を受講することを推奨します。

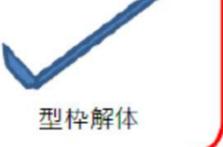
■保護具のルール

作業の危険性に応じた 保護メガネを使おう!!

安衛法で保護メガネの使用を義務付けられている作業

 ディスクグラインダー	 高速カッター	 アーク溶接 (遮光メガネ)	 ガス溶断・溶接 (遮光メガネ)
 手持ちブローカー ハンマードリル	 耐火被覆吹付け 塗装・ウレタン吹付	 粉塵を発生する作業	

過去の災害より使用を義務付けている作業(固形飛来物等)

 エアータッカー等	 墨出し	 コンクリート釘打込み 手はつり	
	 型枠解体	 ケレン	 ほこり・くず等が落ち てくる上向き作業

過去の災害より使用を義務付けている作業(液状物等)

 塩ビ管接着 スプレー式接着	 クラック等圧入作業	 コンクリート打設	 杭打ち等のセメントミルク 圧送中のホースの点検
---	--	--	---

名古屋支店 中央安全衛生委員会・ゼロ災委員会

左図は名古屋支店安全部に
ポスターがあります。

保護具 未使用による事故を防ごう!!

2016.2 安全部

[no.16]

切創防止手袋の使用



★床ビニルシート等を切断する際、狭い部屋内や取合い、
またはデザイン貼りで、細かな切断が必要なときは
下図のような安全定規が使えないので、必ず切創防止
手袋を使用

切創防止手袋とは、アラミド繊維入りの手袋のことで
耐切創性が高い。防弾チョッキの素材としても使用され
ている。ケブラー手袋も同材のもの。
編み方等の違いによって様々な切創防止手袋がある。

カッターガイド tajima製

★PBの切断には定規を使おう
勿論、切創防止手袋の併用が
ベター



丸鋸ガイド tajima製



■作業員配置(有資格作業)

- ◇ **資格証**は必ず**携帯**する。
- ◇ **玉掛け者**は色付きヘルバンド等を着用など**明示**する。
(ベスト着用も可)
- ◇ 作業主任者(足場組立、型枠支保工、地山掘削、山留め支保工、有機溶剤等)や高所作業車を使用する人は、特に注意のこと。



■作業員配置(高齢者・高血圧者・年少者・女性)

15. 就業制限(年少者・高齢者・高血圧者)

年少者、高齢者、高血圧者については、以下のとおり就業を制限する。
事業主は、安全衛生責任者(職長)及び当該作業員に就業制限業務内容を周知する。
安全衛生責任者(職長)は、就業制限業務内容を理解し当該作業員を適正配置し、作業状況を監視する。

【年少者】(労働安全衛生関係法令に従うこと)

(年少者の定義)

年少者とは、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了した翌日から満18歳に達する前日までの年齢の者をいう。なお、労働基準法(第56条)により、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまでの児童を使用してはならないこととなっている。

(年少者の証明書)

年少者就業報告書と併せて、年齢証明書(住民票記載事項の証明書等)を作業所に備え付けること。

(就業制限作業: 禁止)

- ① 足場の組立・解体・変更作業
- ② 高所作業(5m以上)
- ③ 危険有害業務
- ④ 坑内労働

(労働時間の制限)

時間外労働、休日労働、深夜業(午後10時以降午前5時まで)

【高齢者】

(高齢者の定義)

満65歳以上の者を高齢者とする。

(高齢者の就業制限: 原則禁止)

- ① 単独作業
- ② 2メートル以上の足場、可搬式作業台、脚立、ローリングタワー、高所作業車を使用する作業
- ③ 重量物の取扱作業(断続作業: 30kg以上、継続作業: 20kg以上)
- ④ 型枠支保工架設部上での作業
- ⑤ 精神的、肉体的緊張を継続する作業
- ⑥ 炎天下の作業など疲労を蓄積する作業
- ⑦ その他禁止作業(作業所独自の制限)

(かかと等の骨折防止)

衝撃吸収性の高い安全靴(エアークッション等)を着装する。

【高血圧者】

(高血圧者の定義)

最低血圧95以上、及び最高血圧160以上の者を高血圧者とする。

(高血圧者の就業制限: 原則禁止)

- ① 単独作業
- ② 2メートル以上の足場、可搬式作業台、脚立、ローリングタワー、高所作業車を使用する作業
- ③ 重量物の取扱作業(断続作業: 30kg以上、継続作業: 20kg以上)
- ④ 型枠支保工架設部上での作業
- ⑤ 精神的、肉体的緊張を継続する作業
- ⑥ 炎天下の作業など疲労を蓄積する作業
- ⑦ その他(作業所独自の制限)

年少者・女性の就業制限業務

安全法令ダイジェストP246参照

作業の内容	就業制限の内容								
	年少者	妊婦	産婦	その他の女性					
1 重量物を取扱う作業(労基法64条の3、年少者労働基準規則8条、女性労働基準規則)	▲ 表の重量未滿は取扱可	×	×	▲ 表の重量未滿は取扱可					
					年 齢	断続作業の場合		継続作業の場合	
						男	女	男	女
					満16歳未滿	15kg以上	12kg以上	10kg以上	8kg以上
満16歳以上満18歳未滿	30kg以上	25kg以上	20kg以上	15kg以上					
満18歳以上	—	30kg以上	—	20kg以上					
2 坑内の作業(労基法63条、64条の2)		×	×	▲注					
3 クレーン、デリック、揚貨装置の運転(女性は5t以上のもの)		×	△	○					
4 クレーン、デリック、揚貨装置の玉掛け作業(2人以上で行う補助作業は除く)		×	△	○					
5 運転中の原動機、原動機から中間軸までの動力伝動装置の掃除、給油、検査、修理、またはベルトの掛換えの作業		×	△	○					
6 最大積載荷重2t以上の人荷共用若しくは荷物用エレベーター、または高さ15m以上のコンクリート用エレベーターの運転		—	—	—					
7 動力により駆動される巻上機(電気ホイスト、エアホイストを除く)、運搬機、索道の運転		—	—	—					
8 動力により駆動される土木建築用機械、船舶荷扱用機械の運転		×	△	○					
9 動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車、2t以上の貨物自動車の運転		—	—	—					
10 直径25cm以上の丸のこ盤、75cm以上の帯のこ盤の木材供給作業		×	△	○					
11 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結、解放の作業		×	△	○					
12 岩石または鉱物の破砕機、粉砕機に材料を供給する作業		×	△	○					
13 土砂が崩壊のおそれのある場所、深さ5m以上の地穴での作業	×	×	△	○					
14 高さ5m以上で墜落の危険を受けるおそれのある場所での作業	×	×	△	○					
15 足場の組立、解体、変更作業(地上、床上での補助作業は除く)	×	×	△	○					
16 胸高35cm以上の立木の伐採の作業	×	×	△	○					
17 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出作業	×	×	△	○					
18 火薬その他危険物を取扱う作業(爆発、発火、または引火のおそれのあるもの)	—	—	—	—					
19 鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふっ素、青酸等の有害物のガス、蒸気、または粉じんを発生する場所での作業	×	×	×	×					
20 多量の高熱物体の取扱い、又は著しく暑熱な場所での作業	×	×	△	○					
21 多量の低温物体の取扱い、又は著しく寒冷な場所での作業	×	×	△	○					
22 異常気圧下での作業	×	×	△	○					
23 削岩機、鉋打機等身体に著しい振動を与える機械器具での作業	×	×	×	○					
24 強烈な騒音を発する場所での作業	—	—	—	—					
25 深夜労働	▲	△	△	○					

▲……就業させてはならない作業
△……申し出た場合、就業させてはならない作業
○……就業させてもさしつかえない作業
●……条件付きで就業可能な作業
上表で準拠条項を記していない作業は、「年少者労働基準規則」または「女性労働基準規則」に就業制限の規定がある
注) 人力で行う掘削の業務等(女性別1条)は不可



妊婦……妊娠中の女性
産婦……産後1年以内の女性
年少者……満18歳未滿の者
—……条文がないもの

作業計画書

◇重機を使用する作業は『**作業計画書**』を作業前日までに作成し、作業所長の承認を得て、作業計画を周知して作業すること。
(法律)

◆移動式クレーン



◆車両系建設機械(バックホウ等)



◆コンクリートポンプ車



◆ユニック



◆高所作業車



◆フォークリフト

移動式クレーン作業計画書

移動式クレーン 作業計画・指示書 (クレーン類 第66条の2に基づく計画書)

作業所名: 西濃運輸名古屋西支店新築工事 打合せ日: 年 月 日

作業日	年月日()	作業時間	～
吊り具種類	玉掛けワイヤ	ペルトスリング ※取付位置必要	会設の方法 () () () () () ()
玉掛け用具の種別	径、長さ、本数	幅×長さ、径、本数	専用吊り用具 シャックル・型式
玉掛け用具の点検	合格・否(交換)	合格・否(交換)	合格・否(交換)
作業責任者	会社名	氏名	資格・証明番号
玉掛者			
取組・玉掛者			
会設者			
監視人			
誘導者			

クレーン会社名: _____ 機械名: _____ 規格能力: _____

オペレータ名: _____ 年次点検日: _____

資格: _____ 月別点検日: _____

私は、下記の指示内容について確認しました。説明を受けた内容以外の作業を行いません。

1 移動式クレーンの始業前点検を実施し、点検票を元請会社に提出しました。

2 玉掛けワイヤを玉掛者と共に確認しました。

3 取組体の取組範囲の立入禁止措置を行いました。

4 作業責任者(玉掛者・会設者共)と作業内容の確認(クレーン能力含む)を実施しました。

5 作業半径内にある架線等のインフラについて確認しました。

6 リフトスイッチを切りたがいを確認し、解除キーは()に挿入しました。

7 運転速度を遅くする時は、キーを抜き取ってエンジンを停止します。

8 定積積載を超えた吊り上げは行いません。

9 会設した玉掛けの方法以外の会設、役割者以外の指示ではクレーンを動かしません。

10 吊り上げ後30m以上吊り上げを停止し、玉掛者が3m離れていることを確認します。

11 アウトリガは最大張出しとします。最大張出しができない場合は、関係者と協議した上で作業します。

以下の2ケースについてクレーン能力を確認します。
不利なケースが明確な場合は、不利な方のみの確認でよい。
※必ずクレーン能力表で確認すること。(定格積荷量の90%以内)

①最大積載時の確認

吊り重量	IV	最大重量+フック重量	作業半径
定積積載	IV	重量+フック重量	最大作業半径

②最大吊り高時の確認

吊り重量	IV	重量+フック重量	最大作業半径
定積積載	IV	重量+フック重量	最大作業半径

●アウトリガ張出確認
□最大張出 □中間張出

●設置地盤の確認
□軟弱地盤 □堅固な地盤
□土の掘()

作業計画書(作業責任者が記入)

元請指示

玉掛者確認

【計画内容の確認】
作業関係者の作業内容周知確認(サイン) 元請担当確認 元方安全衛生管理者 統括安全衛生責任者

区画の種類

◇立入禁止区画



赤カラーコーン
外部ウェイト2重

又は



親網

+



〇〇工事中
立入禁止

表示

◇安全通路



緑カラーコーン
外部ウェイト2重

◇資材区画



青カラーコーン
外部ウェイト2重

+



〇〇置場
責任者〇〇

表示

■重機作業の注意事項

◇立入禁止措置



- ・吊荷下人払い(警報機)
- ・立入禁止の措置を行い、立入禁止表示を行うこと。



- ・重機との近接作業時も立入禁止措置を行うこと。
- ・バックホウ作業は無線機を使用すること。

■玉掛け作業ルール①

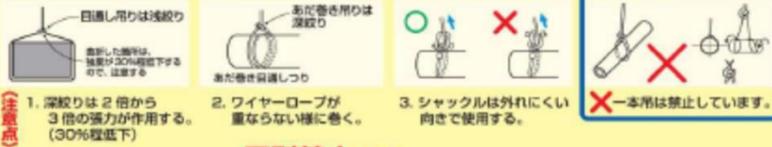
戸田建設 玉掛け基準

【共通注意】 全社統一ルール
データは、「名古屋作業所ルグ」→「あ:安全管理部」→「13. 掲示物」の中の「戸田玉掛け基準」に格納

玉掛けのやってはいけない!! デッキの揚重
安全点検の基礎...ここを見よ 2019.3.7 改訂 名古屋安全管理部

《玉掛けワイヤー》

1. 12mm以上・鉛圧管の玉掛けワイヤーを資材します。専用の吊具で点検で異常の無いものは認めています。
2. 吊角度は60度以内になるよう玉掛けワイヤーの選定をして下さい。
3. 目渡し(絞り)・あだ巻き目渡し(未結束の場合)を採用します。(シャックルを使用)



原則禁止です。止むを得ず使用する場合は作業所長の許可制です。

《ベルトスリング》



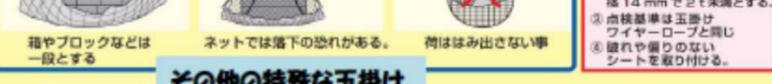
ベルトスリング 使用上の注意事項
(安規規 218条)
不適切な繊維ロープ等の使用禁止
1. ストランドが切断しているもの
2. 著しい損傷又は腐食があるもの

《荷揚げ用機器》



ワイヤーマッコ 使用上の注意事項
① 積載荷重はワイヤーマッコ
径 12mmで1t未満、
径 14mmで2t未満とする。
② ワイヤーマッコは補強が入ったタイプとする。
径 14mmで2t未満とする。
③ 吊掛基準は玉掛けワイヤーマッコと同じ
ワイヤーマッコと同一
④ 破れや腐りがないシートを張り付ける。

《専用吊り治具》



チェーン(レバー)フックのフックにチェーンを通して絞る行為はNG
そもそもチェーンはワイヤーマッコのように絞るものではない

《パイプサポート》



【注意】 専用ラックを使用する。
・空互にかさねる。
・各段に台木(角材)を入れる。
・2か所結束

《ALC・ECP》



ベルトスリング+外れ防止措置を行います。
専用補助ベルト
吊り角度を60度以内

《吊り上げ用スクリークランプ》



鉄骨吊り上げは工事部長の許可が無ければ使用できません。

《レンフロークランプ・ハッカー》



荷捌き作業に使用制限する。

《専用吊り治具》



作業手順書にて吊り治具の使用法や強度の使用について 作業所長が確認の上、使用を認めます。

やってはだめ!

・木パレットに単管もNG(専用治具を使用するなら可)

・異種の資材等は原則、玉掛けしない。個別に揚重。あるいは各々 固縛して1つの荷とする

デッキは滑る! だから1梱包ずつ揚重する

Fデッキ≒0.7t/包
QLデッキ≒1.1t/包

※調整板は個別に揚重する
※荷は1梱包となっている事が原則

「網目箱」と「ハンガーパレット」の違いを理解する
・「網目箱」はフォークリフトで上げ下ろし(吊はダメ)
・「ハンガーパレット」は吊っても良い

やってはだめ! 社員は見逃すな

・チェーン(レバー)フックのフックにチェーンを通して絞る行為はNG
そもそもチェーンはワイヤーマッコのように絞るものではない

鉄筋うま

縦吊り

メッシュパレット

メッシュ(ハンガー)パレット

網目箱

■玉掛け作業ルール②



固縛 と 3・3・3+1運動の徹底

[No.204]

2020.10.20 名古屋部門間連絡部

30cm浮かしたら、3秒待つ とは
⇒ 地切したら、必ず 固縛すること (関東圏では地切は当たり前)

固縛することで、「3、3、3+1運動」が確実なものになる

玉掛けは3・3・3にプラス1

玉掛け 3・3・3 運動

指差し呼称

①地切り30cmで停止
『玉掛け地切りヨシ!!』

指差し呼称
②3秒待つ
『荷の安定ヨシ!!』

30cm

プラス1

指差し呼称
③3m離れて介錯
『低速巻き上げヨシ!!』

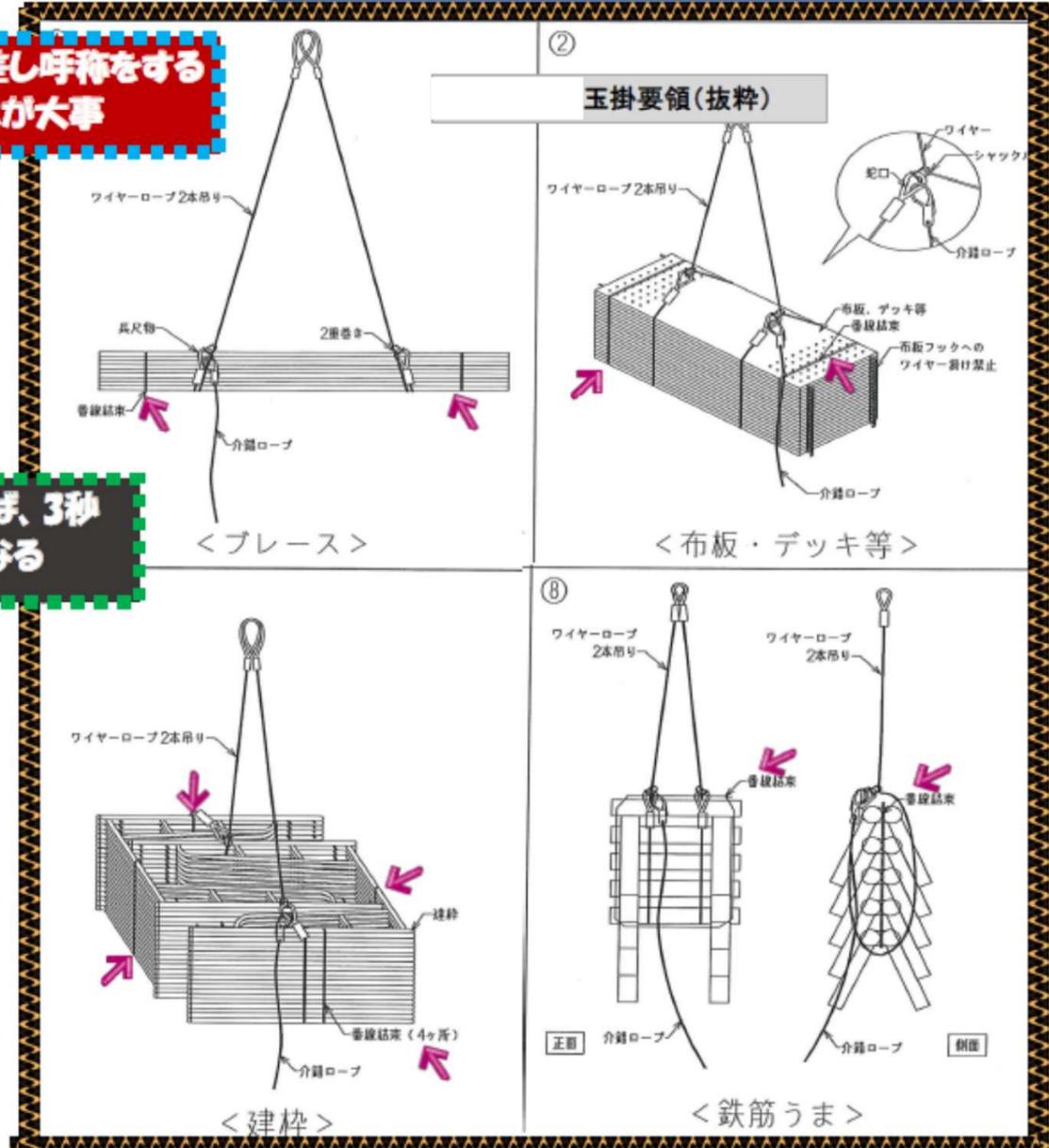
指差し呼称

④介錯ロフを手離したのを確認し
『高速巻き上げヨシ!!』

クレーンオペは無線で指差し呼称を確認してから巻上げる

指差し呼称をすることが大事

固縛をすれば、3秒待つことになる



■作業所長許可が必要な器具・工具・作業

所長許可制とは**原則禁止**であることを認識せよ
2019.7.2 責

所長許可が必要な器具・工具

※詳細は「(安全)戸田標準集」を参照

- ・ディスクグラインダー } 丸ノコやDグラインダーをはじめとする回転工具による災害は毎年、全国で複数件の災害が発生している
注) 保護具をも、確認した上での所長許可
- ・丸ノコ }
- ・9mm玉掛ワイヤー } ナイロンスリングや細いワイヤーは傷みやすい
注) 正しい玉掛要領にて行うことも重要
- ・ナイロンスリング }
- ・脚立 } 倒れやすい。傷みやすい。
- ・吊上げ用スクリュークランプ } **部門長許可制(建築)**
吊ピースやフランジに穴開けして対応することが原則 (写真参照)
- ・レンフロークランプ } 原則 荷捌き作業に限定したうえでの所長許可



・バックホウでのクレーン作業が追加 ・火気使用作業



■特長

- 横吊り縦吊りの兼用クランプです。
- 立て起こし・反転作業も可能です。

(横吊り) (縦吊り)

縦吊りはNGです



・所長許可制とは**原則禁止**行為であることを認識し、**安易に許可しない**

- ・禁止を許可する以上、その根拠(理由)が必要だし、かつ代替条件が要る
- ・所長は許可する以上、責任を負うことになる
⇒許可した器具・工具で災害を起こしたら、所長が責任を負うことになる

- ・ナイロンスリングを例にとると、ワイヤーに比べ傷みやすく、スリングが切れ荷が落下した事故が多いから禁じられている。
- ・それでもそんな脆弱なナイロンスリングを用いるのであれば、その理由を明確にしなければならない。
- ・また、ナイロンスリングを使用する**作業・行為を限定**しなければならない。
- ・さらに、ナイロンスリングが切れた場合でも、(監視人を置くとか)吊荷の下に絶対人を入れないなど、**フェイルセーフの対応を徹底**しなければならない。
- ・このように**所長許可制とは、限定的な作業で、よりシビアな管理が必要な制度**であることを認識すること。
- ・だから許可に際しては、慎重、詳細かつ厳正に検討すること

■火気作業ルール

- ◇火気使用作業
 - ・火気使用届出書を提出し、担当社員作業所長の承認を得て作業すること。

消防設備の設置 残火の確認も忘れずに！！



火器使用届記載例 1 (可燃物がある場合 ウレタン吹付がある事例)

2014年 12月 11日 (水)

使用日時 8時 50分 ~ 10時 30分

作業所名 戸田東海ビル新築工事

会社名 東海設備工業株式会社

火元責任者 (職長) 石川 一郎

火気使用者名 橋井 浩一

作業場所 3階空調機械室

火元責任者は火気作業場所の「可燃物」「作業環境」を現地確認し、『火気作業計画』を計画して下さい。 該当する項目に○を付けるか、空白欄に記載して下さい。

火気作業の種類 (○を付ける)	ガス溶接・切断	ガス溶接	アーク溶接	作業場所
	グラインダー	高圧カッター	ソーラランプ	3階空調機械室
	電気コテ	ドライヤー	ジェットヒーター	
	その他(内部燃焼機)			

火元責任者は火気作業場所の「可燃物」「作業環境」を現地確認し、『火気作業計画』を計画して下さい。 該当する項目に○を付けるか、空白欄に記載して下さい。

可燃物	ポリスチレンフォーム (100mm×100mm×40mm)	硬質ウレタンフォーム (20mm厚)	発泡スチロール	可燃物なし
	石膏ボード	石膏ボード	石膏ボード	
	石膏ボード	石膏ボード	石膏ボード	
	石膏ボード	石膏ボード	石膏ボード	
	石膏ボード	石膏ボード	石膏ボード	

作業環境

スリッパ・靴目穴・外壁と床の隙間等の下に可燃物がある	壁開口や火の勢が落ちる空間に可燃物がある	屋外作業で火の勢が落ちる下に可燃物がある
----------------------------	----------------------	----------------------

防火対策

不燃材で覆装 (バリアシート設置)	開口部をふさぐ (養生等)	作業前・作業中に放水	可燃物の燃焼防止	可燃物を燃焼防止に保護させた
-------------------	---------------	------------	----------	----------------

消火設備

消火器	消火バケツ	消火栓	備えたスプリンクラー
-----	-------	-----	------------

実施者 会社名 東海設備工業株式会社 氏名 山口 達夫

担当社員 千葉 二郎

※ 内装改修工事、稼働中の工場内での火気作業は見直しを要する。 ※ 防炎シートは火気使用時の養生材として使用禁止とする。

※ 以下の指示事項を条件として火気作業を実施します

火気作業開始前点検は □火元責任者 □担当社員 が実施

作業中点検は □立会 □巡回 で監視

その他指示事項: 燃焼部分から火花が飛び出さないかをチェックのこと

※ 作業開始前点検で 火元責任者(職長)了解後 に作業開始とする。

現場確認	可燃物の除去・養生	下階の防火対策	燃焼確認者 (現場社員)	千葉 二郎
	消火設備	開口部の向こう側への対策	火元責任者 (職長)	石川 一郎
	見張り人の配置・監視手続	火気作業の指示	最終責任者 (作業所長)	清水 彰

作業中点検

立会監視	巡回監視	火元責任者 (職長)	石川 一郎	AM 9時 30分
立会監視	巡回監視	最終責任者 (現場社員)	千葉 二郎	PM 10時 10分
立会監視	巡回監視	最終責任者 (現場社員)	千葉 二郎	PM 10時 50分

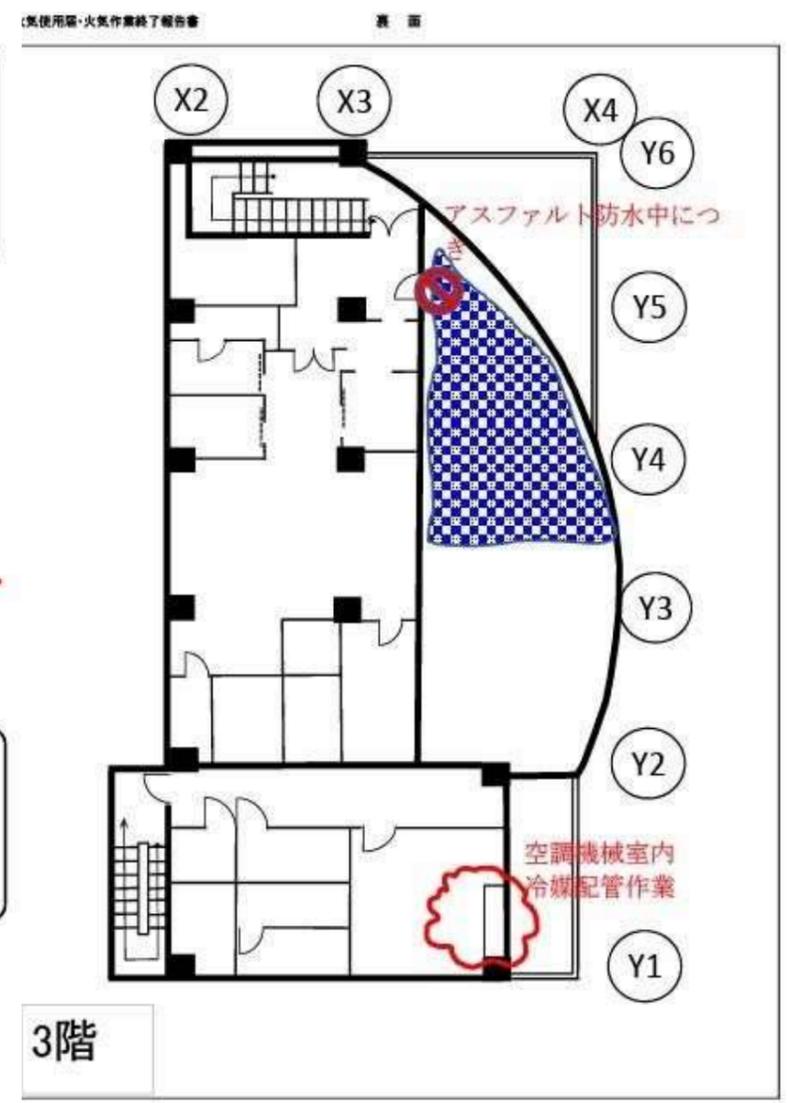
作業中点検の消火確認

- ・火気使用者(本人)は休憩・移動前に15分間の消火確認をして点検時間を記載した後にその場を離れて下さい。
- ・異常に対応した場合は、消火後に火元責任者(職長)まで措置を報告する。

作業終了後

火元責任者(本人)が継続監視	点検終了後、火元責任者(職長)に報告	火元責任者は担当社員に報告
----------------	--------------------	---------------

※ 火元責任者が現場を離れる際は、必ず代行者を選任し、代行者が上記作業所長の職務を行うこと。 ※2 巡回時等に、火気作業計画に反する場合は直ちに作業を中止し、作業方法を見直すこと。

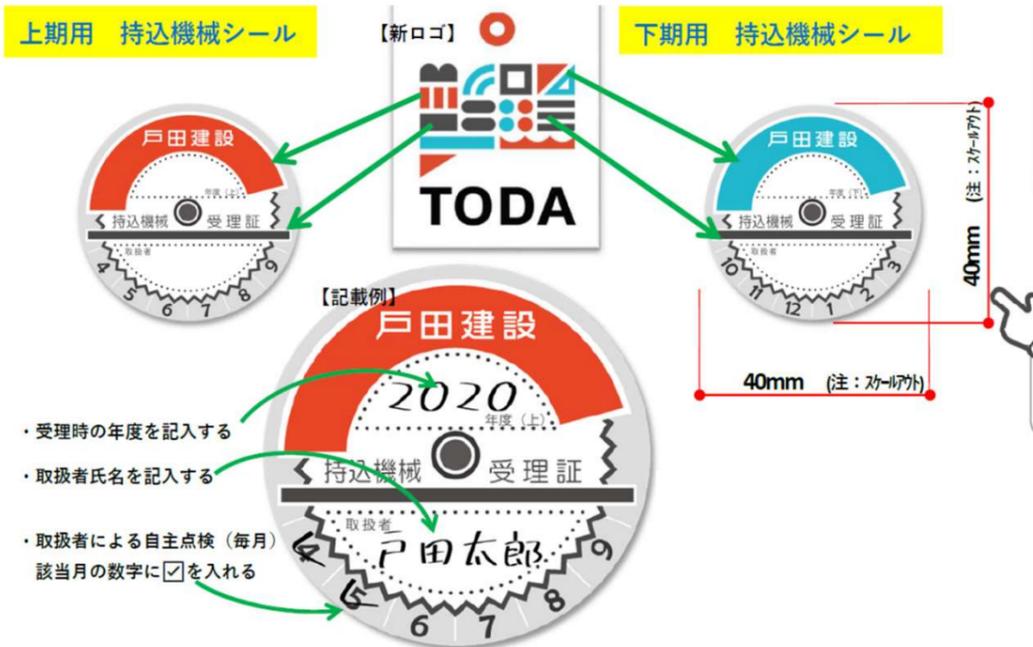


表

裏

■ 持込機械・電動工具 受理シール

◇ 持込機械使用届を提出し受理シールを貼ること。



★ 運用上のルール

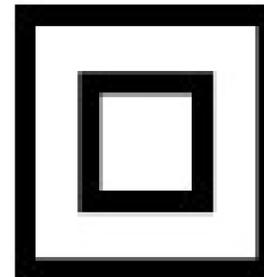
- ◆ 受理年度と取扱者氏名を申請者が記入する
- ◆ 半期毎に持込検査を受けシールを貼替える
- ◆ 戸田建設のどの作業所で受理してもよい
- ◆ 取扱者は毎月自主点検し、該当月数字を☑する



3芯工具



または



2重絶縁マーク付き工具

脚立・可搬式作業台ルール①

7. 脚立及び可搬式作業台

(1) 脚立の原則使用禁止

脚立の単独使用について禁止したものである。よって、脚立の単独使用禁止とする。
脚立足場は禁止していない。

- 1) 脚立の単独使用では、反発、反動の恐れがあり、脚立自体の転倒防止が制御できない
- 2) 重量物の取扱等の作業では、自分の体を保持できず転倒防止の制御ができない
- 3) 作業中の使用者に対して、天板上での作業を都度制御できない
上記の理由により、戸田建設では脚立の使用を原則、禁止する。

(2) 脚立を使用せざるを得ない場合の条件 (1.8mを超えるものは、一切使用禁止とする。)

1) 脚立を単独使用する作業は、作業環境や作業の内容により、**作業所長の許可制**とする。

- ① 作業所長の許可は必ず**現地を確認**した上で発行する。

※全社統一ポスター：可搬式作業台「やってはいけない危険な作業」参照

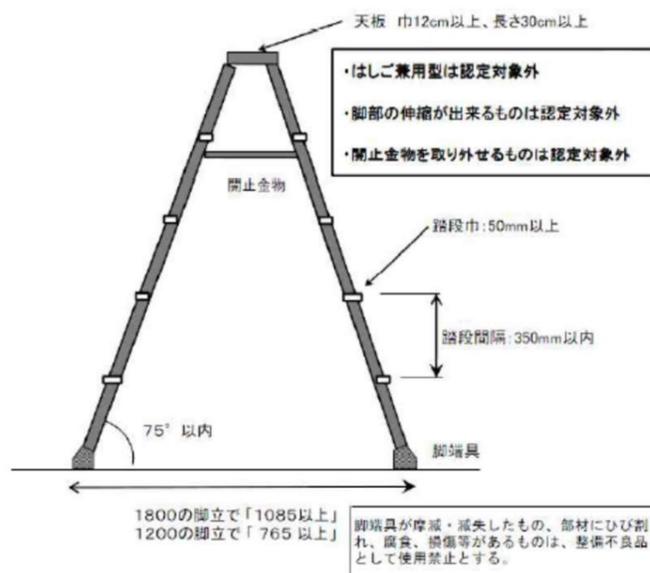
- ② 作業場所の状態が大きく変わる場合は都度作業所長の許可を申請する。

2) 仮設工業会認定の脚立を使用する。

- ① 鋼製脚立は、(社)仮設工業会の「仮設機材構造基準—鋼製脚立」に適合するもの。
- ② アルミニウム合金製脚立は、(社)仮設工業会「仮設機材構造基準のアルミニウム合金脚立」に適合するもの。
- ③ 当社機材倉庫で出荷する鋼製脚立 (1.8m 以下、且つ踏面の幅 5cm 以上)

作業所で使用を許可して良いアルミ脚立

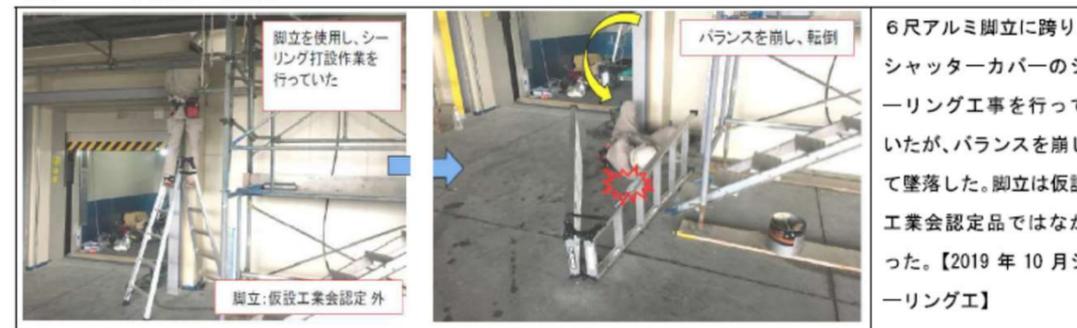
(社)仮設工業会「仮設機材構造基準のアルミニウム合金脚立」



3) 脚立使用する場所と墜落防止対策

- ① 狭いシャフト等ではスラブにあらかじめアイボルト用(12mm以上)のインサートを打ち込み、墜落防止設備として安全帯の有効な高さを考慮した位置に設置する。

【脚立の単独使用で墜落】



※安全帯は、5m以下で墜落しても地面に身体が打ち付けられない物を使用すること(ストッパー付等)。

4) 脚立の単独作業の年齢制限

- ① 65歳以上の者を脚立作業に従事させてはならない。ただし、事業主と職長が健康状態を確認し、適当と認めた者はこの限りではない。(事業者責任)

5) 脚立使用時の注意点

- ① 設置する面は水平とし、脚部の沈下、浮き上がりの無いようにすること。
- ② 脚立周辺は障害物等を片付けて、平場を確保しておくこと。
- ③ 開口部の周辺で脚立作業をする場合は、開口部専用の蓋又は防網で水平養生をするなど、墜落防止措置を行うこと。
- ④ 脚立を壁に立掛けての作業、又は梯子の代用に使用してはならない。
- ⑤ 脚立に使用責任者の表示をする。

脚立・可搬式作業台ルール②

(3) 可搬式作業台の使用基準

1) 仮設工業会認定の可搬式作業台を使用する。作業所でレンタル製品を借りる場合も以下の使用条件を満たすこと。

使用条件：原則、高さに関係なく、作業台は、手掛かり棒を設置する。

作業台端部は、踏外し防止の感知板等を設置する。

：原則、足場上・構台上・墜落防止設備の無い屋上等では使用禁止。やむを得ず使用する場合は、作業所長が現地確認※する。

※全社統一ポスター：可搬式作業台「やってはいけない危険な作業」参照



(例) アクティオ：可搬式作業台

2) 取扱遵守事項

「作業所は、可搬式作業台を使用するに当たってはルールを明確にして、ルールが守られているかを確認する事。」

【取扱遵守事項】

- ① 無理な姿勢で作業しない。(設置場所・作業高さの確認)
 - ・身を乗り出しての作業をしない。
 - ・横方向に力が加わる作業はしない。
 - ・作業台上に踏み台を置いての作業は厳禁
 - ・手摺のあるタイプの作業台で手摺に足を掛けない。
 - ・不安定な靴や周囲の物に引っかかりやすい作業衣は避ける。
 - ・隅角部では、壁との距離が200mm未満まで寄り付ける機材とする(200mm以上となる場合使用禁止)。
- ② 昇降の際のルール
 - ・昇降時は荷物を持たない。
 - ・必ずはしごに向き合った形で昇降する。
 - ・昇降中等に飛び降りない。
 - ・原則、高さに関係なく、作業台は手掛け棒をセットし、それを持って昇降する。
- ③ 開き止め、脚部のアジャスターロック等の固定を確認する。
- ④ 作業台端部に踏み外し防止(感知板)が付けられた作業台を使用する。
- ⑤ 作業開始前に開いた状態でグラツキが無いことを確認する。(グラツキのあるものは使用禁止)
- ⑥ 使用に当たっては責任者を定め、使用中の作業台に表示させる。
- ⑦ 各種巡視においては、作業台使用のルールが遵守されているかを点検・確認する。

【可搬式作業台の端部から転落】



天井の注入作業の為、可搬式作業台の端部で昇降ステップを背にして立ち上ろうとして足を踏み外して墜落

【2011年：防水工】

【可搬式作業台の脚が縮んで転落】



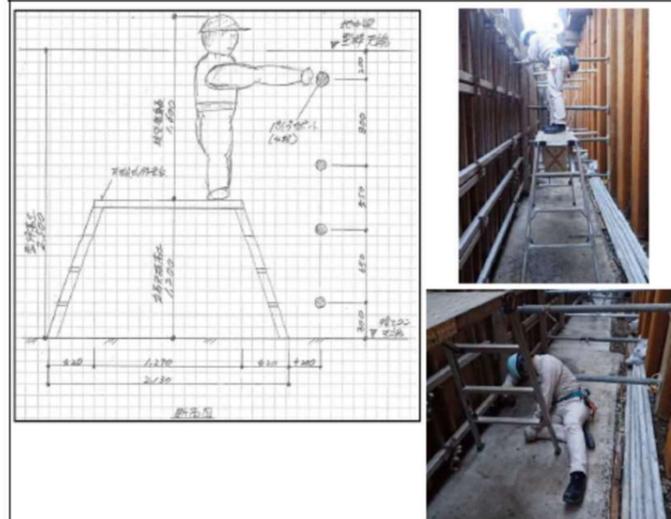
可搬式作業台の脚部を引き伸ばした際「カチ」という音でロックが掛かったと思い、天板上に上がった際、脚部伸縮部の1本が突然縮んで傾き、バランスを崩して1.6m転落。【2014年：新工】

【構台上で可搬式作業台が床開口に落ちて墜落】



折り上げ天井の作業を行うために、構台上で可搬式作業台を利用する様に社員が指示していた。作業員は作業途中で可搬式作業台を降りる際に、作業台の脚がズれて、構台端部の隙間に脚が落ちたためステップ途中で墜落した。

【可搬式作業台から身を乗り出し墜落】

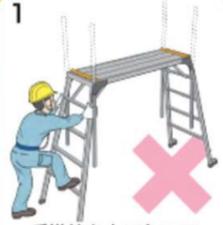


型枠大工が地下型枠締め作業において、可搬式作業台(H1200)から墜落した。
※休業4日以上：骨折(腸骨及び肋骨右第6・7番)
【2018年：型枠大工】

脚立・可搬式作業台ルール③

可搬式作業台 No1

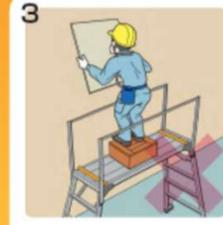
「やってはいけない危険な作業」



1
手掛棒を立てないで昇降禁止



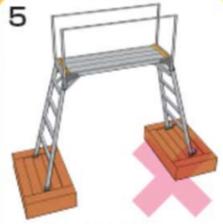
2
ステップ上での作業禁止



3
天板上での踏台使用禁止



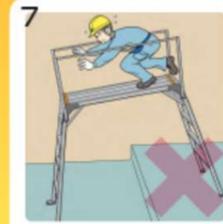
4
天板上で、脚立、はしご等の使用禁止



5
台の上に乗せての使用は禁止



6
乗り移り禁止



7
天板の斜め使用禁止



8
人を乗せて移動しない



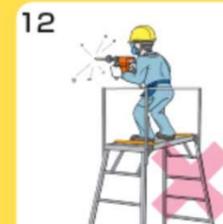
9
身を乗り出して作業しない



10
背を向けて昇降しない



11
手に物を持って昇降しない



12
反動をとまう作業の禁止



13
側面感知バーに寄りかかるな! 乗るな!



14
押し倒し禁止



15
乱暴に扱わない

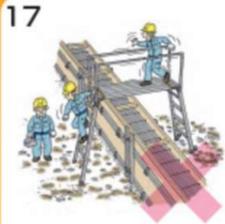


16
折り畳むときに指などを挟まない

戸田建設株式会社 戸田建設災害防止協力会

可搬式作業台 No2

「やってはいけない危険な作業」



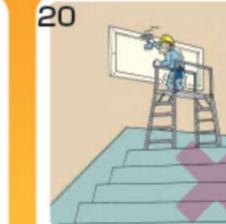
17
通路・波り・昇降設備に使用しない



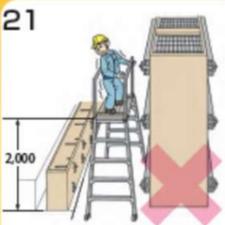
18
作業天台が2m以上にならない



19
床段差を含め2mを超えない



20
階段の近くで使用しない



21
床段差側にズレ止めが無い場所に設置しない(2m未満)



22
使用責任者が管理できない数量を借与しない



23
メーカーの定めた点検項目注意事項を実施しないまま使用させない



24
使用者には、クッション性の高い安全靴以外使用させない

作業所実施事項

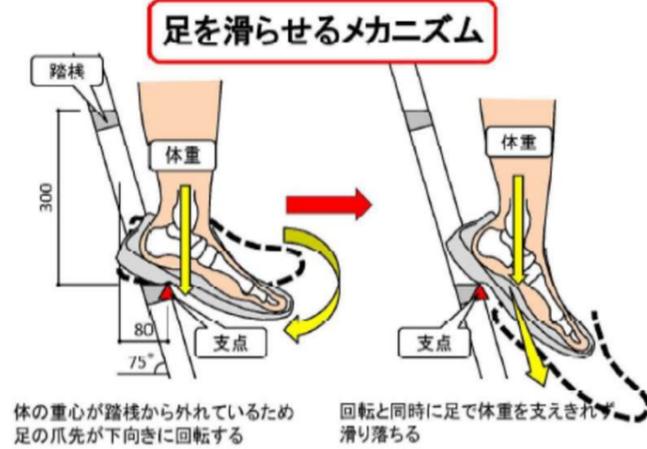
<ul style="list-style-type: none"> ① 禁止事項のポスターを掲示 ② 新規入場者教育時に取扱ルールを周知 ③ 適宜、朝礼等で実物を使用して実演教育(ビデオ可)(正しい使用、禁止事項、始業前点検) ④ 使用時は使用者名を表示(会社名、使用者名) ⑤ 使用者が作業開始前に点検(不良品の使用禁止、報告)(設置場所、状況の確認) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 職長・担当社員が使用状況を点検 ⑦ 災害事例等を場内に掲示して啓蒙 ⑧ 衝撃吸収性の高い安全靴の着用 ⑨ 使用禁止の作業台 <ul style="list-style-type: none"> a. 高さ 2000 以上 b. 端部感知板なし c. 手掛かり棒なし ⑩ 高さ 1500・1800 タイプは感知バー搭載型
---	---

戸田建設株式会社 戸田建設災害防止協力会

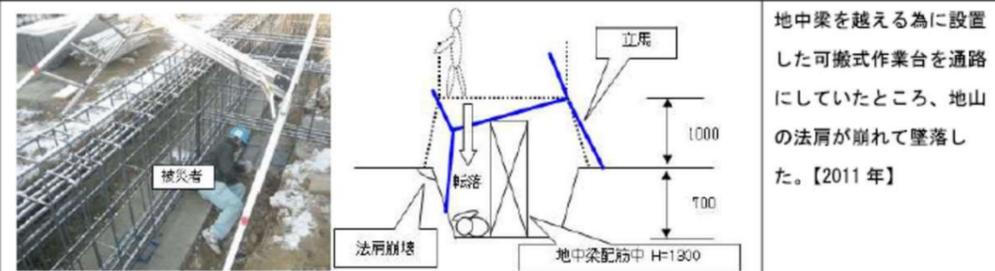
脚立・可搬式作業台ルール④

※(参考)足を滑らせるメカニズム

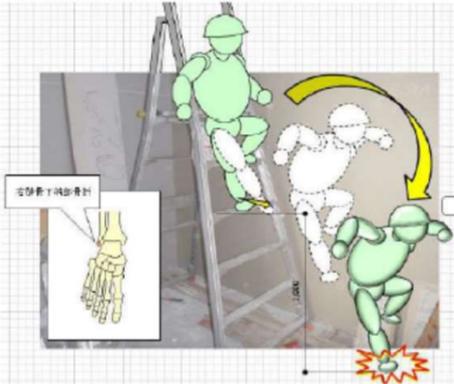
踏棧を背にして降りると何故足を滑らせるのか!



【可搬式作業台の足元の地盤が崩れ飛び降りて踵骨折】



【作業天台を背にして昇降しない】



【タラップを使用する】



※可搬式作業台を納入し使用させる者は、メーカーの取り扱い説明書を作業所に保管して逸脱した使用をさせないよう管理する。

5) 作業台の取扱い

- ① ステージQ等の車輪のついた作業台(ライトベース等)の車輪ストッパーの「0N(固定)」を確認する。
- ② 2m以上の作業台使用時は事前に安全帯を掛けられる堅固な設備を設置する。

【隣の作業台に乗り移ろうとして墜落】



2台の作業台(ライトベース)を使用して天井ボード面の墨出し中に、上向き作業をしながら移動していた際にストッパーを掛けていない作業台に乗り移ろうとした時、作業台が動いて墜落した。
【2019年9月電気工】



【ステージQ】
昇降時は手摺の中棧を上げて使用する。

6) 足場の組立て等の業務に係る特別教育が必要な足場の例

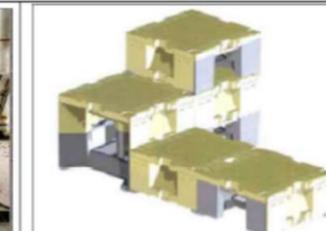
足場板等をかけ渡して使用する場合は足場の組立と見なされ、固定した箇所が点検対象になる。尚、可搬式作業台、脚立、天台等の単独使用は足場組立てには該当しない。



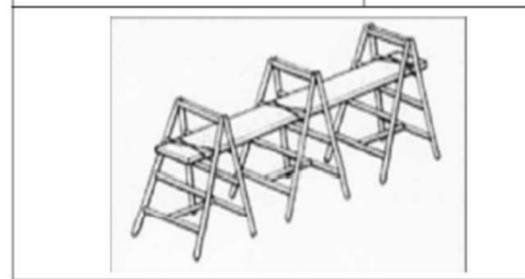
可搬式作業台(足場板を渡した足場)



可搬式作業台を専用部材で連結



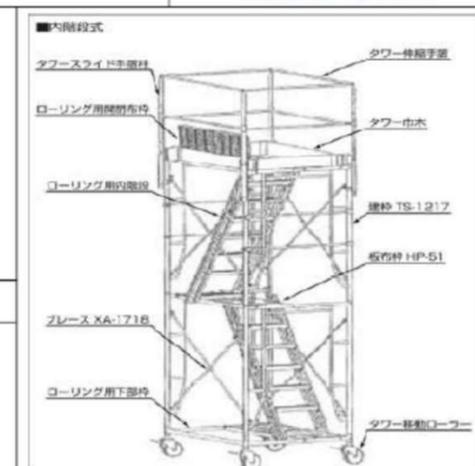
イエローキューブ(樹脂製作業台)を連結して作業床を設けた場合
※通路として使用しない



高さに関係なく、脚立間に足場板等で作業床を設けた場合



ステージを連結(固定)した足場。並べただけでは対象外



ローリングタワー(移動式足場)

■台車のルール

平床台車使用時の注意事項

[no.14]

日特製作所 2015.12.17 堀田 (門前)

本資料は参考資料。現場に則したものを作成し、大きく掲示し、社員間+作業員と共有してください。



1m以下のパイプを使用
【管理基準】
積載荷重以下でも荷崩れによる事故防止のため、1m以上は積まないこととする



NG

1mを超えるパイプを使用している

荷崩れを起こしやすい。
NG

写真の平床台車の積載荷重は1.2t
なので、そもそもNGかもし

平床台車の空荷自重は53kg~76kg、積載荷重は1.0t~1.5t (メーカー等により違う)とあるので、使用に際して確認する

法的根拠はないが、支店として、この高さ(原則※)1mを支店の管理基準とする
2016.1.7 安全部
※大型ダクト、太径ボイド、断熱材などのように軽量で嵩のある資材の運搬の際には荷崩れ予防の措置(ロープで縛る等)を施していれば所長許可制としてもよい。

荷のバランスが悪い NG



- ・台車に使用するパイプは1m以下とし、パイプを超える高さまで荷を積上げないこと。
- ・車輪のストッパーは確実にロックすること。

フレコンパックの取り扱い

(9) フレキシブルコンテナバッグ

(通称：フレコン、コンテナバッグ、フレコンバッグ、トン袋、トンバッグ)

1) 充填物の制限

① 鋭利なものには使用しない

⇒鉄くずは専用の鋼製コンテナやベッセル、ワイヤーモッコ（落下防止シート張）を使用する。
⇒ガラやソイルセメント塊等を入れて直接玉掛け～揚重しない。

② コンクリート・モルタル・接着材等本体布に付着し分別処理が困難になるものを充填しない。

やむを得ず充填する場合、最大充填質量を確認し、比重を考慮した量とする



←コンクリート充填

$$V = \pi \times 1.1^2 \times (1/4) \times 0.9 = 0.85 \text{ m}^3$$

$$W = 0.85 \text{ m}^3 \times 2.3 \text{ t/m}^3 = 2.0 \text{ t}$$

重量オーバー

※参考（重量の概略数値、数量表示看板）

項目	概略基本数値 (10kN(9.8kN)≒1t, 10N(9.8N)≒1kg)	備考 (数値検証・補足データ等)
重量 (比重)		
鋼材(鉄)	⇒ 7.85	
コンクリート	⇒ 2.3	
木材	⇒ 0.6	
土	⇒ 1.6	
(鋼材)		
(H鋼材)		
H200	⇒ 500 N/m (H300の1/2)	A × B × t ₁ × t ₂ H200 × 200 × 8 × 12 ⇒ 49.9kg/m
H300	⇒ 1,000 N/m (≒100kg/m)	H300 × 300 × 10 × 15 ⇒ 94.0kg/m
H400	⇒ 2,000 N/m (H300の2倍)	H400 × 400 × 13 × 21 ⇒ 172.0kg/m
(アングル材)		
L50	⇒ 50 N/m (≒5.0kg/m)	A × B × t ₁ L50 × 50 × 6 ⇒ 4.43kg/m
L100	⇒ 150 N/m (≒15kg/m)	L100 × 100 × 10 ⇒ 14.9kg/m
鉄線板	⇒ 16 kN/枚 (≒1.6t/枚)	鉄線板(1.5m × 6.0m × 22mm) ⇒ 1.554 t
(鉄筋)		
D13	⇒ 10 N/m (≒1.0kg/m)	D13 ⇒ 0.999kg/m 【1.0tの日安】
D25	⇒ 40 N/m (≒4.0kg/m)	D25 ⇒ 3.98kg/m ●鉄筋 D25-7m×1束=25本 3.98kg/m × 7m × 25本 = 975.1kg ≒ 1.0t ≒ 10kN
(型枠材)		
コンパネ(3×6t12)	⇒ 120 N/枚 (≒12kg/枚)	1.8m × 0.9m × 0.012m × 6.6(比重0.5~0.7)/m ³ ⇒ 11.67kg
パイプサポート	⇒ 150 N/本 (≒15kg/本)	パイプサポート(L2600~4000) ⇒ 15.50kg/本
(足場材)		
枠組(TS1217)	⇒ 200 N/枚 (≒20kg/枚)	TS1217(W1200×H1700みせ) ⇒ 19.0kg/枚
布板(HP51)	⇒ 170 N/枚 (≒17kg/枚)	HP51(L1800×W500) ⇒ 17.0kg/枚
足場板(鋼製 4m)	⇒ 150 N/枚 (≒15kg/枚)	L4000×W240×D40 ⇒ 14
足場板(合板 4m)	⇒ 200 N/枚 (≒20kg/枚)	L4000×W240×D25 ⇒ 20
足場パイプ(L3.6m)	⇒ 100 N/本 (≒10kg/本)	1.940 × 48.4 × 3.4mm ⇒ 9.84kg/本 【1.0tの日安】 ●パイプ 10m×2束=100本

1トンの数量		
足場		
鋼製足場板	L4メートル	70枚
合板足場板	L4メートル	50枚
角パイプ	L8メートル	37本
建 枠	W1.2メートル	52枠
建 枠	W0.9メートル	60枠
板 布 枠	W 50センチ	50枚
板 布 枠	W 24センチ	100枚
ブレース		240本
型わく		
丸パイプ	W3.6メートル	100本
パイプサポート	W1.8メートル	70本
パイプサポート	W2.7メートル	60本
コンパネ	12mm 3×6	70枚
鉄筋		
異形鉄筋	D10 L5メートル	360本
異形鉄筋	D13 L5メートル	200本
異形鉄筋	D16 L5メートル	130本
異形鉄筋	D19 L5メートル	90本
異形鉄筋	D22 L5メートル	65本
異形鉄筋	D25 L5メートル	50本
異形鉄筋	D29 L5メートル	40本
異形鉄筋	D32 L5メートル	32本

2) 使用回数・期限等の制限

- ① 原則、新品を1回限りの使用とする(クロス形)
- ② 産廃ヤードで容器として使用するものは産廃会社にて管理する
- ③ その他、協力会社持込み等のものは用途を確認し、作業所長が指示する



3) クレーン作業の制限 フレコンを直接玉掛けしたクレーン作業の禁止

〈除外事項〉

- ① 材料として搬入された個体の荷卸し、水平移動及び荷揚げ等
⇒セメント・地盤改良材・ベントナイト・土砂・養土・肥料等粉粒体
- ② ①で使用した空袋の水平移動、荷降し及び積み込み
- ③ 建設副産物の容器として車両への積み込み(産廃ヤード近傍のみ)
- ④ ワイヤーモッコ等他の玉掛け用具への積替え
- ⑤ タグラベルに沿った取扱い



4) フォークリフトによる運搬作業

- ① できるだけ低い位置で行う
- ② フォークリフトの爪に、フレコンのベルトを直接掛けて運ばない
⇒パレットの上に乗せ専用吊り具を使用する
- ③ 横引き、片吊り、斜め吊り、急停止、急旋回等の禁止



2021/9/21~
禁止！！

床スリーブ養生のルール

床スリーブ孔、養生蓋の名古屋ルール

転落災害事例に学ぶ
安全点検の基礎...ここを見よ 2017.10.18 安全管理部、設備部、工事部 [no.86]

立馬の脚が床スリーブにはまり転落

1. 災害・事故発生状況
 被災者は、高齢者棟5階で壁のボード貼付作業を行っていた。PS周りのボード貼りの際、立馬(h:960)の養生(既製品t:1.0)を越えて設置し作業を開始したが、作業中に立馬がズレて養生鉄板のうえに立馬の脚が掛り、バランスをくずし転倒した。

2. 災害発生状況略図
 平面図、立面図、写真等。150φ床スリーブ(養生鉄板t:1.0mm)の開口養生が曲がり立馬が傾き転倒した。

3. 発生分析
 立馬の上にて壁ボード貼付作業中。床スリーブ(150φ)開口養生鉄板t:1.0mmが曲がり立馬が傾き転倒した。

ホールカバーのSTOPパーが潰れている状態。
 t1.0のホールカバーが曲がった状態。

孔をあけないこと(本質安全、止水効果もあり)の検討もしてみる!!
 ◆コア抜きを検討
 ⇒設計者の承認、開口補強筋の管理、コスト比較等の検証が必要

丸井産業スリーブ養生鉄板=ホールカバー
 ◆一般型
 50φ~150φまでt=1.0mm
 175φ~250φまでt=1.2mm
 ◆高強度型
 75φ~150φまでt=2.3mm
 175φ~250φまでt=3.2mm

高強度型t=2.3

ホールカバー150φ(一般型)の納まりt=1.0

高強度型t=2.3

【ポイド設置から、養生フタ設置までの手順】

1. 打設前。
 手順の確認とスリーブ天高は-10mm未満
2. 打設時。
 襷厚さは10mm未満。ポイド径は2UPまで
3. 打設後: 墨出し時に、襷りCON・ポイド撤去、養生フタを設置する!!
 立馬・脚立作業前に養生完了

※3の手順は、大工・鉄筋工などが乗込む前に行う。ポイド上部にCONを残したまま次工程に進むことは禁止。

掛り代の確認
 ・養生時、掛り代を確認
 ・表示(赤色付)も行う

近接した孔は大きく一つの養生蓋

名古屋ルール

【既製品の養生蓋を使用する場合】
 ★50φ~100φまでは t=1.0以上
 ★125φ~250φまでは t=2.3以上(高強度型)

【既製品以外の養生蓋を使用する場合】
 ★規制蓋以上の機能を持つもの
 ★合板の場合は12mm以上(但し、人・脚立程度の加荷重)
 ★t=1.2以上の鉄板を4点固定したもの

【隣合う孔が40mmより接近している場合】
 ★2つの孔をまとめた養生蓋とすること⇒右図A / B

但し、掛り代が平滑で、15mm以上あり、ずれ止めストッパーが機能している(潰れていないか)ことを確認

但し、掛り代が40mm以上あり、ずれ止めストッパーが機能している(潰れていないか)ことを確認

t12以上の合板で養生

t1.2以上鉄板を4点ビス止め養生

ホールカバーの外周をシールで止水兼、カバーの固定。

スレ止め爪は折曲がったものは使用禁止

STOPパーが潰れており、カバーがズレ、掛りが不足していた所に可搬式作業台の足を乗せて、転落した。

立馬の脚がはまったスリーブ。

研った後がテーパになっている。

■ピット内作業ルール

ピット内入口はこちら(ルールー読)

単管パイプを上げて入ってください。開放厳禁！

ピット内作業ルール

- ① ピット内酸素濃度測定(基準:18.0%以下はNG), 酸欠点検表の記入(社員の承認)
- ② 酸欠の特別教育は持っているか?(資格証は携帯しているか)
- ③ 送風機の設置(ピット内の空気の循環)
- ④ 開口養生手摺・タラの点検(固定状況は問題ないか)
- ⑤ 作業照度の準備は良いか?(ピット内にはスズラン灯などの照明がない為ヘッドライトの着用等要)
- ⑥ 1人作業ではないか?必ず2人以上で行うこと

上記のルールを確認し、準備ができればピット内への入場OK!



手摺を設置し、マンホールを開放すること。
離れる際はマンホール蓋を必ず閉めること。

西濃運輸(株)名古屋西支店 新築工事

■ガソリン・軽油の管理

発火点：その温度になると自然発火する
引火点：その温度に達し、且つ火種があると燃える

危険物等の取扱い
*安全データ7版 P147より抜粋

「危険物」とは？
消防法第2条7項で第1類～6類まで掲げられた物品
現場内の主な「危険物」は第4類の「引火性液体」で、次のとおり分類される

品名	代表的物品	定義	指定数量
特殊引火物	ジエチルエーテル 二硫化炭素 アセトアルデヒド ペンタンなど	発火点:100℃以下又は 引火点:-20℃以下 沸点:40℃以上	50ℓ
第一石油類	ガソリン トルエン ベンゼン アセトン アセトニトリル ジエチルアミン	引火点:21℃未満	200ℓ (非水溶性のもの) 400ℓ (水溶性のもの)
アルコール類	メチルアルコール エチルアルコール イソプロピルアルコール	炭素数が1～3個の飽和 1価のもの	400ℓ
第二石油類	軽油 灯油 アリルアルコール アクリル酸	引火点:21℃以上 70℃未満	1000ℓ (非水溶性のもの) 2000ℓ (水溶性のもの)
第三石油類	重油 クレオソート油 ニトロベンゼン エチレングリコール グリセリン	引火点:70℃以上 200℃未満	2000ℓ (非水溶性のもの) 4000ℓ (水溶性のもの)
第四石油類	ギヤー油 シリンダー油 潤滑油 など	引火点:200℃以上	6000ℓ
動植物油類	ヤシ油 オリーブ油 など	引火点:250℃未満	10000ℓ

●貯蔵量と許可・届出

貯蔵量	規制の区分と書類	宛先	法令
指定数量以上	許可 危険物 製造所・貯蔵所・取扱所 設置許可申請書	市町村長	危険物の規制に関する 規則 第4条
指定数量の1/5以上 ～指定数量未満	届出 少量危険物 貯蔵・取扱 届出書	消防長又は 消防署長	市町村火災予防条例

指定数量の1/5～指定数量までの危険物保管には所轄消防署に
【少量危険物貯蔵取扱所設置届】が必要

◆届の内容 (※参考)
・案内図、工程表、緊急連絡体制
・見取図、配置図、平面図
・給油計画

◆保管場所 (施設) 例
少量危険物保管1坪コンテナや
少量危険物保管庫の
リース/販売 等を利用する

◆表示

換気装置
消火設備
危険物
外寸：W880×D380×H880mm

◆2以上の危険物を取扱う時の計算例

[例] ガソリン 20リットル (指定数量 200リットル)
軽油 150リットル (指定数量 1,000リットル) を貯蔵保管している場合
(計算式) 20リットル/200リットル + 150リットル/1,000リットル = 1/4

1種類の危険物が基準数量を超えていない場合でも合計で指定数量の1/5以上となるため、少量危険物貯蔵に係わる届出が必要となります。

灯油の引火点は約50℃。ガソリンは揮発性が高いため、引火点は、-17℃～40℃という低い温度。

灯油もガソリンも発火点は約260℃であり差がないのに、引火点には大きな差がある。

本質安全化
最初に考えることはガソリンを使用しない工法・機械の選定である
＝ガソリンは着火し易く、COも発生し易い

●指定数量 (ガソリン:200ℓ 軽油・灯油:1000ℓ)の1/5未満であるなら、消防への届出は不要である。
つまり
○ガソリン：40ℓ }
○軽油・灯油：200ℓ }

極少量保管の戸田基準の新設
★許可はもちろん、届出不要の極少量(戸田の表現)の場合でも以下のことを守る＝**戸田建設ルール (ガソリン40ℓ、灯・軽油200ℓ未満でも以下適用)**

- ◆保管場所は整理整頓し、不要な資材等が接しない工夫がなされていること(少量危険物保管庫を利用するか)
- ◆保管場所の管理責任者(正副)を定め、適正に管理する。
- ◆火気厳禁の表示を行う
- ◆できる限り専用の「危険物保管場所」を設ける
- ◆よほどの事情がない限り倉庫との併用は避ける
- ◆消火設備は接しない近傍に設置する

注) 採暖等で200ℓ以上の灯油等を保管する場合は、保管期間が短く、**離隔距離をとって分離**保管すれば、少量危険物貯蔵規制を緩和される可能性高。また発電機、コンプレッサ等のタンク内の燃料は貯蔵でなく移動用と判断されることも。いずれにせよ事前に消防へ相談する。所轄消防によって判断が異なる。

- 【ガソリン携行缶の取扱い】
- ① ガソリンの噴出に注意すること。
 - ② 直射日光のあたる場所や高温の場所で保管しないこと。
 - ③ 周囲の安全を確認すること。
 - ④ フタを開ける前にエンジンを停止すること。
 - ⑤ エンジン排気部等の余熱が点火源になり得るので、給油する時間帯を午前・午後の作業開始前とし、エンジンが高温でないことを確認すること。
 - ⑥ フタを開ける前にエア抜きすること。(エンジンから十分離れる)
 - ⑦ ガソリン携行缶が暖められている場合は、フタの開放やエア抜きは厳禁とする。
 - ⑧ ガソリン携行缶の注油口付近の目立つ場所に注意表示を行うこと。

火災 (さらにCOの発生)を予防する (火災や一酸化中毒は重大災害に陥りやすい)
軽油、灯油、ガソリン = 「危険物 第4類」の取扱いで守ること
2019.7.31 門前 責 [no.162]

※危険物は第1類から第6類に分類され、作業所をよく使う軽油・灯油・ガソリンは第4類(引火性液体)に「ガソリン」

◆実際の災害例
・灯油とガソリンを入れ間違えてストーブ火災
・道路から使用時にCO中毒(ガソリンは軽油に比べCOを発生し易い)



ドラム缶を安全に保管する!
200ℓドラム x 2缶用

火災時に火の侵入を防ぐための構造

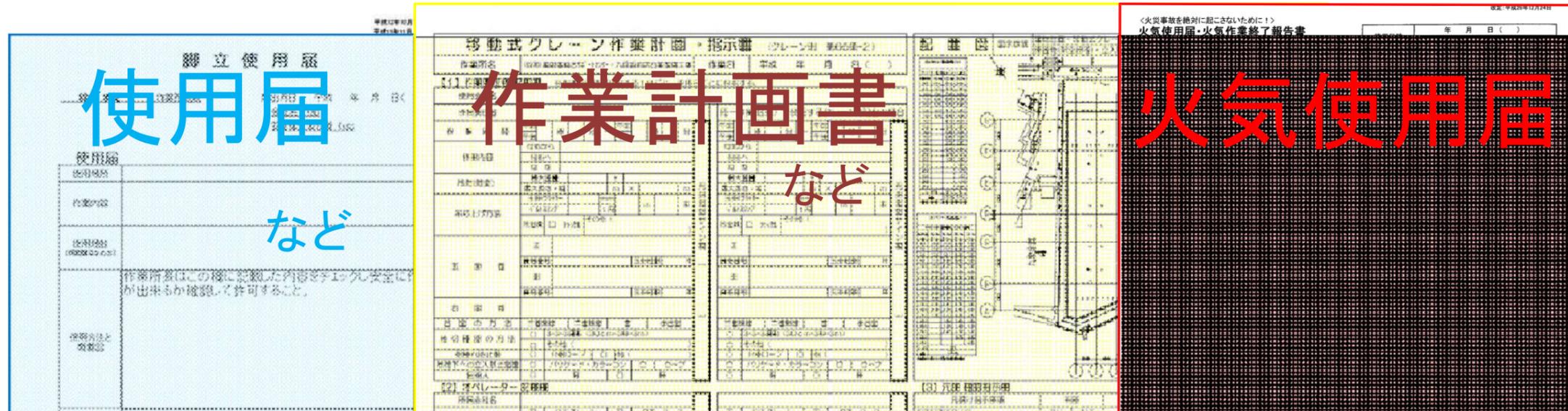
- 二重の壁面構造 (外部からの熱を効果的に遮断)
- ラッチ構造 (3点留めで確実に閉まる)
- 鍵/南京錠 (付属の鍵とは別で、南京錠(別売)もつけられる)
- 排気口付き (上部と底部の2箇所に消火金網が埋め込まれた排気口を溶接)
- サンブ付き (深さ5cm) (液体の外部への流出を防ぐ)
- 溶接構造 (耐久性が高く、火の侵入を防ぐ)
- 傾斜付き扉板 (流出した液体は、サンブにたまる)

！噴出注意！
※噴出の安全を確認
※フタを開ける前に
①エンジン停止
②エア抜きをする
※高圧の電圧が危険

■各種届出書類



◇ KY用紙・届出書は前日の作業間調整会議までに提出すること。



Buideeへの翌日予定と当日実績の入力は15時まで
作業終了後、書類の提出
就労報告書を記入し作業終了の報告

・毎朝、サーマルカメラで体温チェックと
キャリアアップカードリーダータッチすること。

■休憩所等 使用ルール

最後に退出する人は**必ず消灯**してください

最後に退出する人は、エアコン、照明等、
スイッチをOFFにしてください



ゴミは**分別**してきれいに捨ててください



喫煙は**決められた場所**で行ってください

携帯灰皿使用。
喫煙所では飲食禁止です。
火災の防止の為、火の始末は確実に！

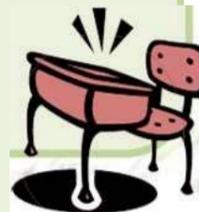


トイレは**きれい**に使用してください



詰所は**常に綺麗**にしておいてください

机の上には荷物等置かず、ロッカーを使用してください。
特に空き缶食べ残しの放置はしないでください。



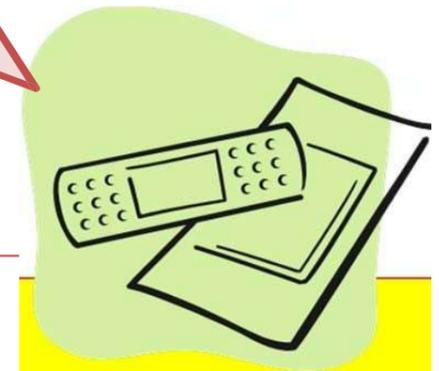
ルールを守り
気持ちよく利用しましょう



■労働災害・労災かくしの撲滅

- ◇作業中、**ケガをしたらすぐに社員に申し出ること。**
具合が悪くなった時も直ぐに休んで連絡する。
- ◇作業終了後、職長は作業員の安否を確認する。

小さなケガも必ず報告



墜落・転落災害ゼロ！

労災かくしは犯罪です！

名古屋職長会ルールを守ろう！

共通ルールを守ろう！

半袖・腕まくり禁止

私たちの安全のためのルールです。きちんと守ってね！

半袖
腕まくり
禁止！

漏電ブレーカー付
電工ドラムを使用

分電盤のチェックを
忘れない！

マイほうき
マイちりとのり
持参！

ヘルメット下の
タオル等禁止

マイほうき
マイちりとのり
持参！

行先表示も！

分電盤のチェックを
忘れない！

漏電ブレーカー付
電工ドラムを使用

ヘルメット下の
タオル等
禁止！



戸田建設名古屋職長会

6. 新型コロナウイルス対策を徹底してください

- ※出勤前に検温し、37.5℃以上あったら出勤しないでください
- ※現場入場時にも検温し、37.5℃以上はすぐ帰る
- ※手洗い・手指消毒・マスク着用(屋内外とも)徹底
- ※3密を避ける
- ※もし感染が発覚したら即報告してください

！感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

① 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
② 手の甲をのぼすようにこすります。
③ 指先・爪の間を念入りこすります。
④ 指の間を洗います。
⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。
⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんを洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

① 何もせずに咳やくしゃみをする **×**
② 咳やくしゃみを手でおさえる **×**
③ マスクを着用する(口・鼻を覆う) **○**
④ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う **○**
⑤ 袖で口・鼻を覆う **○**

正しいマスクの着用

① 鼻と口の両方を確実に覆う
② ゴムひもを耳にかける
③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 厚生労働省 厚労省



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう！

① 換気の悪い密閉空間 **×**
② 多数が集まる密集場所 **×**
③ 間近で会話や発声をする密接場面 **×**

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚労省 コロナ



7. さいごに

ここにはないルールは個別に聞いてください。
竣工まで安全に作業を行いましょう。

本日もご安全に!

